
魚津市立清流小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

魚津市立清流小学校

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 魚津市立清流小学校いじめ防止基本方針について | 1 |
| (1) | 目的 | 1 |
| (2) | 基本理念 | 1 |
| 2 | いじめ問題への対応 | 2 |
| (1) | 学校の指導體制 | 2 |
| (2) | いじめの未然防止への取組 | 3 |
| (3) | いじめの早期発見のための取組 | 3 |
| (4) | いじめが発覚したときの対応 | 5 |
| ① | 学校および学校の教職員 | |
| ② | いじめられている子供に対して | |
| ③ | いじめている子供に対して | |
| ④ | 学級の子供に対して | |
| ⑤ | 保護者との面談 ～連携強化を図るため～ | |
| ⑥ | インターネット上のいじめに対して | |
| (5) | 学校、家庭、地域社会との連携 | 7 |
| (6) | 「配慮を要する子供」の具体について | 7 |
| (7) | 「いじめの解消」について | 7 |
| 3 | いじめ防止等の体制づくり | 8 |
| (1) | 緊急時の連携 | 9 |
| 4 | 重大事態への対処について | 9 |
| (1) | 重大事態とは | 9 |
| (2) | 平時からの備え | 10 |
| (2) | 重大事態への対応 | 10 |

1 魚津市立清流小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害する行為です。また、身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。子供が安心して、学習、その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から子供を通わせたいと願う信頼される学校づくりが求められます。

魚津市立清流小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「魚津市立清流小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況をも生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

そして、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

これらのことを踏まえ、私たち教職員は、子供の出すサインを確実に受け止めることができるように、日頃から以下のことを念頭に置き、教職員と子供、子供相互、教職員相互、保護者と教職員等の間に温かい人間関係、信頼関係をつくることに努めます。

- 1 いじめは、全ての子供が被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 子供同士のトラブルやけんか等が発生したときに「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたる。
- 3 子供を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 いじめアンケートの結果を踏まえつつ、全ての子供を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢をもつ。
- 5 「この先生は私たち(子供・保護者)の話を聞いてくれる、分かってくれる」という人間関係を築くなど、相談体制の充実に努める。

2 いじめ問題への対応

(1) 学校の指導体制

- 実効性のある体制を確立する。
 - ① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
 - ② 密接な情報交換により共通認識をもちつつ、全教職員が協力して指導に取り組む。
(担任→学年主任→管理職・生徒指導主事の連絡体制を徹底する。)
- いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法について共通理解を図る。
- 木曜日の終礼後に、いじめ等の子供の行動に関わる情報交換会を実施する。
- 子供にいじめとはどのような行為であるかを具体的に指導し、未然防止、早期発見・即対応に努める。

いじめとは…

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 当番等の仕事を無理矢理押し付けられる。
- ⑩ その他

- 子供や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報取り扱いには十分留意する。
- 学校における相談体制の充実を図り、SCやSSW等を交え丁寧なアセスメントを行うとともに、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図り、いじめの早期発見・即対応に努める。
- 「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員が共有し、学校全体でいじめの認知率を高め、早期発見・早期対応に努める。
- 子供や保護者、教職員が相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。また、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等につ

いて紹介する。

(2) いじめの未然防止への取組

- 教職員が「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられる側を絶対に守る」という意思を示し、いじめを許容しない雰囲気为学校全体につくる。
- 道徳教育や人権教育、法教育、それらについての体験学習等の充実を図り、子供の豊かな情操と道徳心、人間尊重の精神を養うとともに、互いを理解し尊重し合える雰囲気づくり、「困った」と言える「困った」を受け止められる体制づくりを行うなどして、他者を思いやり、多様性を認め、人権侵害をしない態度を育てるよう努める。
- 一人一人を大切に「分かる・できる」授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- クラス会議の時間を設け、クラスの問題を解決したり、個人の悩み相談に乗ったりする機会を意図的につくることで、子供同士が互いに協力し、よりよい生活を送ろうとする人間関係づくりに努める。
- 学級の時間（毎週火曜・木曜昼）等においてエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の計画的な実施に努め、自分や他者への理解を深め、信頼関係を築くとともに、人間関係力を育て、いじめの起こらない環境づくりに努める。
- 縦割り班活動における異学年交流を通して、学校全体で力を合わせ、よりよい学校づくりを目指そうという意識の向上を図るよう努める。
- 学校さわやか委員会によるいじめ撲滅の宣言や他を思いやる言動の推進活動等、子供がいじめ問題やいじめの四層構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- インターネット安全教室を開催し、ネットトラブルについて学び、ネット社会を安全に正しく生きていくために必要な知識と判断力を育成するよう努める。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- 毎月「思いやりカード」を記入することで、自分自身の他人との関りについて振り返る機会をつくる。

(3) いじめの早期発見のための取組

- 子供を複数の視点で見守り、授業時間や休み時間、放課後の子供の行動観察、日記等での子供との日常のやりとり、家庭訪問や地域行事への参加等を通して、アンテナを高く上げ、「心」のサインや小さな変化も見逃さないようにし、子供を見守る。
- いじめに関するささいな情報であっても、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ組織的な対応に努める。
- いじめアンケート調査や学期1回の教育相談、ICT（清流相談ボックス）の活用等の実施により、いじめを訴える機会の確保、訴えやすい雰囲気づくり、見逃さない体制づくりに努め、生徒指導主事や教育相談コーディネーターが中心となり、相談体

制の充実を図る。

いじめ問題への取組の年間指導計画

| | 校内指導委員会等 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 |
|-----|----------------------------------|--|---------------------------------------|
| 4月 | ・職員会議 「あったかクラス」づくりに 関する研修会 | ・生徒指導協議会作成のリーフレットの配布 | |
| 5月 | ・いじめに関する共通理解と「SOSの出し方教育に関する研修会」 | ・学級指導（心のバリアフリー教育） U&Iの視聴 | |
| 6月 | | ・5年宿泊学習（人間関係づくり） ・学級指導（いじめとは） ・学級懇談会での啓発活動・全校児童集会（人間関係づくり） | ・生活アンケート ・WEBQU調査（2～6年） ・教育相談週間 |
| 7月 | | ・情報モラルの指導 | ・個別懇談会(保護者との情報共有) ・SOSの出し方指導 |
| 8月 | ・生徒指導研修会 | | |
| 9月 | | ・運動会(人間関係づくり) | |
| 10月 | | ・学級指導（いじめのない学級に） ・6年宿泊学習（人間関係づくり） ・学習発表会 | |
| 11月 | ・学級経営に関する研修会 | ・学級指導（心のバリアフリー教育） U&Iの視聴 | ・生活アンケート ・WEBQU調査（1～6年） ・教育相談週間 |
| 12月 | | ・人権週間の取組 | ・個別懇談会(保護者との情報共有) ・SOSの出し方指導 |
| 1月 | | ・学級指導（心のバリアフリー教育） U&Iの視聴 | |
| 2月 | ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し | ・6年生を送る会（感謝の気持ち） | |
| 3月 | | | |

クラス会議・なかよしタイム・縦割り班活動・学校さわやか委員会の取組・「思いやりカード」を用いた振り返り

子供の行動の観察・日記等

・学校生活アンケート：児童は毎月、保護者は学期に1回実施

(4) いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

日頃から基本理念に基づき、保護者や地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止等の対策に取り組むとともに、いじめが疑われるときは次のポイントを基に適切かつ迅速に対応する。

学校対応のポイント

1 迅速に動く～その日のうちに～

(1) 被害者の家族への報告(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任)

- ① 発覚した時点で第一報を入れる。
- ② 事実確認後、訪問し、概要説明と謝罪を行う。
- ③ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を遂一行う。

(2) 事実確認

時間を置かずに関係者と面接し、事実を把握する。

2 事実確認

(1) 被害者と加害者の話を確認する。ずれがあるときは、休日であっても対応し、修正する。

(2) 共感的に話を聞き、心情を理解する。

3 該当者等に連絡

(1) 加害者、被害者とも、家庭訪問を原則とする。

(2) 被害者の保護者には、毎日学校の動きを知らせ、安心できるようにする。

4 組織を生かす

(1) 担当者の報告を受け、必ず、教頭、教務、生徒指導主事、該当学年(主任)で対応策を協議する。

(2) 保護者の反応を正しく見るため、家庭訪問は2人以上で行う。

5 窓口を一本化する

(1) 苦情等の窓口を教頭とする。

6 正確な記録と分析～逐語録的に記録し、分析する～

言葉の解釈は一人一人違うため、要約したものでは判断を間違ふことがある。言葉の中に、相手の心境を読み取り、対応を考える。

7 教育委員会との連携

(1) 記録を累積し、毎日、状況を報告する。

(2) 質問にすぐ答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」(次項参照)で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。

犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、魚津警察

署と相談して対応する。

② いじめられている子供に対して

- 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
- いじめられている内容や、つらい思い等を親身になって聞くことにより、安心させる。
- 本人のよさを認め励ますことにより、自信や存在感をもたせる。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。

③ いじめている子供に対して

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まずはいじめることをやめさせる。複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等、外部専門家の協力を得て、再発防止に努める。
- いじめられている子供の気持ちを想像させ、いじめていることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかに気付かせる。
- いじめてしまう心情を理解することで、心の安定を図る。共に考えて、よい行動ができるように取り組んでいこうという姿勢を示し、教師との信頼関係をつくって取り組む。
- 警察と連携した指導が必要な場合は、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

④ 学級の子供に対して

- 見て見ぬふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- いじめを発見したら、すぐに教師や友達に知らせて、やめさせることを徹底する。
- 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 ～連携強化を図るため～

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方や学校との連携について助言する。
- いじめの問題を、子供と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係機関との連携をとるよう働きかける。

⑥ インターネット上のいじめに対して

- インターネット上のいじめの防止ために、インターネット利用の実態把握を確実に行う。
- インターネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講ずる。子供の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察署に通報し、援助を求める。
- インターネットやメール、SNS 等を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。（ネットルールづくり）

(5) 学校、家庭、地域社会との連携

子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校や家庭、地域、関係機関等がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域ぐるみの連携を推進する。また、策定した基本方針は、各種便りやホームページ等で公開し、啓発活動に努める。

(6) 「配慮を要する子供」の具体について

特に配慮が必要な子供については、日常的にその子供の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行う。

「配慮を要する子供」とは、以下の子供を指す。

- 発達障害を含む障害のある子供
- 海外から帰国した子供や外国人の子供、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる子供
- 性同一性障害や性的指向、性自認に係る子供
- 震災等により被災した子供

(7) 「いじめの解消」について

いじめが解消したと見られる場合でも継続して、十分な注意を払いながら適宜指導を行う。なお、いじめが解消したと見られる場合とは、以下の2つの要因が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること（目安として3か月）。
- 被害者である子供及びその保護者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

3 いじめ防止等の体制づくり

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の学校組織を以下のように置きます。

いじめ防止対策委員会

魚津市立清流小学校

| 役 職 | 役割分担 1 | 役割分担 2 |
|------------------|--------|--------|
| 校長 | 総括 | |
| 教頭 | 連絡調整 | |
| 生徒指導主事 | 調査 | 対応 |
| 養護教諭 | 調査 | 対応 |
| 生徒指導主任 | 調査 | 対応 |
| スクールカウンセラー | 助言 | |
| スクールソーシャルワーカー | 助言 | |
| PTA 会長 | 助言 | |
| 主任児童委員 | 助言 | |
| 各学年主任 ※必要に応じて | 調査 | 対応 |
| 特別支援教育コーディネーター | 調査 | 対応 |
| 教育相談コーディネーター | 調査 | 対応 |
| 関係教員(担任等) | 調査 | 対応 |

学校組織の役割は次の通りとする。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行うこと。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行うこと。
- いじめの相談窓口を設置し、相談活動を行うこと。

(1) 緊急時の連携

「緊急時の連携」とは、発生した問題行動等への対応や、学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行われる連携です。

深刻ないじめが発生した場合は、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談したり、学校だけでは解決が困難な状況になった場合に、教育委員会等に相談し、事

案ごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携を図り、サポートチームを組織したりして対応に努めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（子供が自殺を企図した場合等）
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※ 「子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」を意味します。

【重大事態の例】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

- ◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるものの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 子供が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカット等の自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため、刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続く。
- 多くの子供の前でズボンと下着を脱がされ、裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ、壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

(2) 平時からの備え

- ① 学校の全ての教職員は、重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することに努めます。
- ② 学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関などに説明する。

(3) 重大事態への対応

- ・学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミへの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成 23 年 3 月 文部科学省）